

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課御中

郵便番号：530-8304

(ふりがな) きたくちややまち17ばん1ごう

住所：大阪市北区茶屋町17番1号

(ふりがな) かぶしきがいしゃまいにちほうそう

氏名：株式会社 毎日放送

(ふりがな) かわうち かずとも

(代表者) 代表取締役社長 河内 一友

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>平成 23 年 7 月の地上テレビジョン放送の完全デジタル化に伴い利用可能となる周波数を用いて実現を図る新たな放送に向けた本制度整備案は、平成 20 年 7 月に取りまとめられた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書の提言に沿って、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、新しい放送番組の実現が可能となるような枠組みとなっており、概ね賛成できる。</p> <p>なお、本件意見募集とは別に、「通信・放送の総合的な法体系の在り方 答申（案）」に対する意見募集が行なわれているが、「通信・放送の総合的な法体系」の成立に先立って「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備」が行なわれるものと思われる。本方針案が後の通信・放送の総合的な法体系によって大きな変更を求められることの無いよう、整合性には十分配慮すべきである。</p>
<p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p>(7) 開設計画の認定の日から 5 年以内に、…</p>	<p>世帯カバー率の基準の策定に当たっては、ブロックによって異なる状況、例えば地形による置局の難易や、市場性による投資の効果を考慮し、一律な基準とするのではなくブロックに即した基準とするべきである。</p>
(4) 放送対象地域内の各都道府県において・・・	<p>ブロックによっては、地形の影響で相当な数の特定基地局を配置しなければならず、高額な投資が必要となる。事業性を損なうような性急な基地局配置ではなく、ブロックごとの事業性に配慮した基準とするべきである。</p>

<p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が・・・</p>	<p>携帯端末や車載型の移動端末が主な対象とされる本放送においては、鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備することは必要な事ではあるが、地方ブロック向け放送ではブロックごとの事業性や地理的条件を配慮し、一律な基準ではなく、地域に即した基準とするべきである。</p>
<p>(2) 認定の審査 ①表現の自由の享有 イ 地方ブロック向け放送に係る委託放送業務</p>	<p>地方ブロック向け放送に関して、既存放送事業者参入に一定の配慮がなされていることは適切である。</p>
<p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>地方ブロック向け放送においては、デジタル技術を駆使した新規コンテンツが放送されるメディアではあるが、長年にわたり国民に支持され、信頼されてきた既存のアナログラジオ番組の活用は、新しいメディア普及の一助になると考えられることから、新規コンテンツと既存アナログラジオ番組が柔軟に編成されるようにするべきである。</p>
<p>⑥いわゆるコマーシャルやショッピング番組等の占める割合</p>	<p>マルチメディア放送の特性を活かした新規サービス、新規ビジネス構築の観点から、制度によりその割合を規制することは放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断に委ねるべきである。</p>
<p>⑩・・・その地域向けの情報（例：ニュース、・・・</p>	<p>地域向け情報の割合など番組内容を制度により規制することは、放送事業者の番組編集の自由に係わるものであることから、事業者の自主的判断に委ねるべきである。</p>

その他意見	<p>①放送メディアはNHKと民放の二元体制により発展、普及の原動力となってきた。地方ブロック向け放送の普及、発展、又受信機普及においてもNHKの参入が必要と考えるのでNHKの参入について特段の制約を課さない制度とするべきである。</p> <p>②放送のデジタル化の流れにあつて、音声放送も例外なくデジタル化に取り組むべきである。現行のAMラジオ事業は都市部難聴取問題や送信設備の更新問題等を抱えており、その事業性の将来像が不透明であることから、マルチメディア放送への参入は、音声放送事業をAMラジオから新規メディアに移行していくシナリオと考える。将来、マルチメディア放送の送受信環境が整った段階で、音声放送事業の軸足をアナログからマルチメディア放送に移行できることを考慮した制度整備とするべきである。</p>
-------	---

意見書

平成 21 年 8 月 7 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号890-8570

かごしましこうらいちよう  
住所 鹿児島市高麗町5-25

みなみにほんほうそう  
氏名 株式会社 南日本放送

なかむら こうじ  
代表取締役 中村 耕治

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針  
(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」  
に対する主たる考え方

平成21年8月7日

株式会社南日本放送

弊社はラジオ事業を開始して55年、県民の皆様に愛される放送活動を旨として参りました。地域の暮らしの一部となるメディア活動を行い、身近な生活情報を届けるとともに、台風や大雨など災害常襲地の鹿児島県では、県民への防災・災害報道は放送の最も重要な使命であります。

「携帯端末向けマルチメディア放送」は、国費を投じ、また我々放送事業者が多大な投資をして空けた貴重な電波資源を用いるものです。本マルチメディア放送で新規コンテンツ等が加わることは、国民にとって意義のあることだと理解しております。

一方、テレビをはじめ様々なメディアがデジタル化されつつあります。ラジオについても都市雑音や夜間混信など、AMラジオ特有の難聴取改善が見込まれるデジタルに、いずれ置き換わらざるを得ないと受け止めていますが、それには現在の放送の移行先となるデジタル放送の制度が必要です。

その場合、今回の「携帯端末向けマルチメディア放送」の「地方ブロック向け放送」を、弊社としては現行のAMラジオ放送の緩やかな移行先と位置づけて、県域放送を行っていくことが適当と考えています。

今回の制度整備に当たりましては、将来、アナログ放送が本マルチメディア放送に移行できるよう、現行AMラジオ放送のサイマルの実現、生活圏に密着した県域放送が可能となる制度整備を強く望みます。

以上

該 当 箇 所	意 見
<p>[2 ページ]</p> <p>(1) 実現する放送</p> <p>②複数の都道府県を対象として当該地域向けの情報が受信できる放送（以下「地方ブロック向け放送」という。）</p>	<p>複数の都道府県を対象とする放送だけでなく、県域放送の実現も必要と考える。現在行われているアナログラジオの県域放送は、生活圏に密着し、生活情報を届け、住民の安全を確保する防災、災害報道に豊富な実績を持つ。地方ブロック向け放送の一部に県域放送を実現し、デジタルで将来にわたり県域放送を続けることは聴取者の利益につながることから、アナログラジオの将来の移行先となる制度整備が必要と考える。</p> <p>なお、県域放送については、「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」でも示されているところである。</p>

該 当 箇 所	意 見
<p>[3 ページ]</p> <p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備</p> <p>(2) 周波数の使用</p> <p>③上記②の放送対象地域ごとに使用させる周波数については、<u>想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。</u></p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>イ 地方ブロック向け放送に係る基準</p> <p>(ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、各放送対象地域に割り当てる周波数帯域幅や事業性等を踏まえ定める<u>世帯カバー率の基準</u>を満たすよう特定基地局を配置すること。</p> <p>(イ) 放送対象地域内の各都道府県において<u>特定基地局を配置すべき時期に係る基準</u>を満たすこと。</p>	<p>周波数の使用については、前述の聴取者のニーズ、既存放送の実績などに鑑みて、<u>県域放送についても想定される電波の利用形態として検討することを希望する。</u></p> <p>地域の経済規模や人口、さらには地形や地理的条件など総合的に勘案して、事業性を損なわない程度にカバー率ならびに時期の基準を定めることとしていただきたい。</p>



該 当 箇 所	意 見
<p>[4 ページ]</p> <p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(1) 委託して行わせる放送に係る周波数</p> <p>②上記①の<u>放送対象地域ごとに指定することができる周波数について、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。</u></p> <p>[5 ページ]</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>⑤<u>新規コンテンツの占める割合</u></p>	<p>指定することが出来る周波数は、<u>県域放送が可能となるよう配慮を希望する。県域放送に関する考え方は前述の通りである。</u></p> <p>現在行われているアナログラジオの県域放送は、生活圏に密着し、生活情報を届けるとともに、住民の安全を確保する防災、災害報道に豊富な実績を持つ。これらの実績とニーズを十分に勘案して、現在行われている放送を本マルチメディア放送においても実現できるような割合とすることを強く望む。</p>

意見書

平成21年8月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒790-8565

えひめけんまつやましたけわらまち  
愛媛県松山市竹原町1-10-7

かぶしきがいしゃ え ふ え む えひめ  
株式会社エフエム愛媛

だいひょうとりしまりやくしゃちょう しろいしのかず  
代表取締役社長 白石統一

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
前文	「携帯端末向けマルチメディア放送」は、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるということは、受信者も携帯端末で様々なサービスを楽しむことができるものであることから、基本的な考え方に賛同する。
1 全体的な方針 (2) 参入の枠組み	参入の枠組みにおいて「受託放送・委託放送制度」を採用することは、より多くの放送番組提供者が参入できることとなり賛同する。

意見書

平成 21 年 8 月 4 日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 殿

郵便番号：556-8510

住所：大阪府大阪市浪速区湊町 1-3-1

氏名：株式会社 エフエム大阪

代表取締役社長 原田 久夫

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」  
に対する意見

『前文』について

受信形態として、携帯電話等の携帯端末だけではなく、車載型の移動受信機も対象として明記されていることに賛同いたします。弊社といたしましては、いわゆる「携帯端末」の中には、CD ラジカセのような屋内で据え置かれている可搬型の全ての受信機も対象としていることと理解いたします。

また、文中に「携帯端末向けマルチメディア放送については、様々な事業者が柔軟にその創意工夫を発揮し、多様な事業者が参入し、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせて放送番組を提供できるような枠組みとする」との基本的考え方に賛同いたします。

『1 全体的な方針』について

受託・委託放送制度の採用は、限られた周波数に複数の事業者が放送番組提供者として参入する枠組みとして適切であると考えます。

また、マルチメディア放送の普及及び健全な発達を図る観点からも、放送エリアや受信機の普及計画などにおいて、委託放送事業者のみではなく、受託放送事業者にも一定の役割を持たせていることに賛同いたします。

『2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備』について

(1) の「技術基準」については、現在、VHF・LOW 帯に導入される方式について、3セグメント方式も規定されており、この方式を採用することで、地方ブロック向けマルチメディア放送を魅力ある新メディアとして構築することができると考えます。マルチメディア放送の普及発展には、ワンセグなどの既存メディア以上の魅力あるサービス提供が不可欠であると考えます。

次に、混信、特に既存 FM との混信は、FM 放送事業者が V・LOW 帯マルチメディア放送事業に参入意向を持つため、数値で一元的に判断するのではなく、相互理解のもと互いの利益につながるよう総合的に判断する余地を残すべきと考えます。

また、「放送対象地域ごとに使用させる周波数」については、各地方ブロック内で使用できる周波数幅が、規定される技術基準の下、最大となることを基本としつつ、実際に各ブロックに割り当てられる周波数幅は、ブロックごとの市場性を反映したものとすべきと考えます。

地方ブロック向け放送の特定基地局の配置及び開設時期について、柔軟性を持たせるこ

とは賛成です。

今後定められる「開設計画の認定の審査」の基準については、世帯カバー率だけではなく、主要鉄道・主要道路のカバー率を含め総合的に評価すべきと考えます。

### 『3 委託放送業務の認定に係る制度整備』について

表現の自由享有基準において、「新規コンテンツの占める割合」に対する評価は、既存の放送チャンネルで流れているコンテンツとの差別化が目的と理解し、放送以外のチャンネルでのコンテンツは対象ではないと理解します。

また、番組規律については、マルチメディア放送が新しいメディアであり、その市場を新たに形成する必要があるという観点からも、できるだけ制限せず緩和することが望ましいと考えます。

さらに、「いわゆるコマーシャルやショッピング番組等」や「地域向けの情報」といった特定ジャンルの番組の占める割合については、個別の委託放送事業者単位で判断することなく、地域ブロック全体のチャンネルプランを総合的に見るべきと考えます。

### 『その他』

NHKの参入については、NHKの資産、ノウハウを活用することがマルチメディア放送の発展につながると考えます。

マルチメディア放送の発展のためには、今回導入されるマルチメディア放送全てが受信可能な受信機の普及推進が最も望ましいと考えます。このためV-LOW・V-HIGH全対応受信機の普及施策について、サービス受給者である国民の利益を考え国として取り組むことを要望します。

以上

## 意見書

平成21年 8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 370-8533

住所 ぐんまけんまえぼししわかみやちょう  
群馬県前橋市若宮町1-4-8

氏名 かぶしきがいしゃえむぐんま  
株式会社エム群馬  
代表取締役社長 こばやしひろすけ  
小林洋石

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」に関し、別紙の通り意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>前文（1頁）4～5行目            ・ ・ ・「携帯性・移動性」と、不特定多数のものに対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する・ ・ ・</p>	<p>カーラジオが将来デジタル放送専用の車載型受信端末に替わる時代になると、アナログ技術による従来型の音声放送は継続が危ぶまれることになる。このため、従来型音声放送事業者がデジタル放送を活用できる道を今回の制度整備において担保されることが望ましい。「携帯性・移動性」と「放送」ということが要件であれば、従来型音声放送のサイマル放送であってもその要件を満たすことを制度設計の中で明確にしていきたい。</p>
<p>前文（1頁）7～8行目            ・ ・ ・従来にはない新しい放送番組の実現・ ・ ・</p>	<p>新しい番組の範疇を広く捉えて、例えば地方ブロック向け放送において、従来型音声放送にデータまたは映像（静止画を含む）を多重する形式であっても、新しい放送番組として認める制度にすることが望ましい。</p>
<p>1 全体的な方針 （2頁）            （3）制度整備に当たっての基本的な考え方            ・ ・ ・国民のニーズに適合した健全な放送が最大限に普及して公共の福祉の増進に繋がるよう・ ・ ・</p>	<p>この点は極めて重要である。地方ブロック向け放送においては、地域情報や地域ニュース等、地域に関係する事柄の放送が地域住民のニーズ、つまり国民のニーズに合致するのであるから、こうした地域住民向け放送が実現できるよう制度設計をしていただきたい。</p>
<p>2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備            （2）周波数の使用 （2頁）</p>	<p>地方ブロック向け放送で一部セグメントの一部チャンネルについて、各都道府県の特定期間から当該都道府県向けローカル番組を送出できるよう、ハード仕様の技術基準を定めていただきたい。これによって、地域向けの災害放送や地域特有のスポーツ文化の放送が可能となる。</p>



該当箇所	意見
<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備 (5頁)  (2) 認定の審査</p>	<p>④、⑪にそれぞれ記載されている「効果的な災害放送」、「地域向け情報」は極めて重要だが、現状の我が国においては、こうした情報の収集とその処理は、主に都道府県単位で行われている。このため、こうした放送の実現には各都道府県の県域ラジオ局の活用が期待される場所である。地方ブロック向け放送では、県域ラジオ局の参画を促す制度整備と県域ラジオ局の費用負担軽減措置を希望する。</p>

【その他、上記の区分で括れない意見】

地上テレビ放送の完全デジタル化は、国策の一つとして多大な国家予算を投入して実施された。携帯端末向けマルチメディア放送は、その延長線上で実施されるものであると考えられるから、特に90～108MHzの周波数帯に既存の県域ラジオ局が参画する場合には、それ相応に国家予算の援助を措置できるよう要望する。

以 上

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

〒530-8580  
おおさかふおおさかしきたくてんじんぼし  
大阪府大阪市北区天神橋2丁目北2-6  
かぶしきがいしゃ えふえむはちまるに  
株式会社 FM802  
代表取締役社長 きや みちお  
木矢 道雄

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に  
関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
<p>3. 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(2) 認定の審査</p> <p>①表現の自由の享有</p> <p>ウ アおよびイに掲げるもののほか、別途実施する参入希望調査の結果等も踏まえつつ、放送の多元性の確保その他放送の普及及び健全な発達を図る観点から、表現の自由の享有に係る制度を整備する。</p>	<p>地方ブロック向け放送に関して一定の配慮がなされている点は評価できますが、円滑な立ち上げを図り、今後発展していくためには「表現の自由の享有基準」のより一層の緩和が望ましいと考えます。ただし、「放送」は社会的影響力が大きいことから、現在の地上放送と同様の外資規制を課す必要があると考えます。</p>
<p>⑤新規コンテンツの占める割合</p>	<p>新しいメディアに新規コンテンツが必要とされるのは当然ですが、既存のコンテンツであってもデータや映像等を付加することによって、従来にはなかった新規コンテンツに成りうると考えます。</p>
<p>⑩受信設備の早期普及のための具体的な計画</p>	<p>携帯電話が受信機の中核となることが想定されている全国向け放送と違い、地方ブロック向け放送においては受信機の形態は多岐に亘ると考えられます。そこで受信機普及のためには、NHKの参入による番組供給や告知強化に期待したいと考えます。</p>

該当箇所	意見
<p>⑪地方ブロック向け放送については、各放送対象地域において、その地域向けの情報の占める割合</p>	<p>地方ブロック向け放送にとっては、ニュース、天気予報、交通情報はもちろん、イベント情報や観光情報など、その地域向けの情報の占める割合が重視されることに賛同いたします。その際にアナログラジオのサイマル放送番組も含めて、地域向け情報の占める割合を比較審査の対象にしていきたいと考えます。</p>

# 意見書

平成21年8月6日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 880-0024  
住 所 宮崎県宮崎市祇園2-78  
氏 名 株式会社エフエム宮崎  
代表取締役社長 中原 由光

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針（案）」  
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

●無線局の免許 認定の審査

・委託放送事業者には⑫「その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項」とあるが、マルチメディア放送早期普及のためには、同様の項目を受託放送事業者の欄にも設けるべき。

●委託放送事業者 認定の審査

・新規コンテンツの占める割合、ショッピング番組の占める割合等と記載されているが、放送番組の編集の内容は各放送事業者が持つ個性が最も発揮される部分であり、この内容には全放送事業者が創意工夫し日夜放送を行っている。このため新規コンテンツなどの占める割合のみで優劣をつけるのではなく、総合的な番組編成面を考慮すべき。

●その他の事項

受託放送事業者、委託放送事業者とも「受信設備の早期普及のための具体的な計画」とあるが、放送地区によって受信機ゼロからの放送開始とならないよう、マルチメディア放送の早期普及のため、受信機普及策も包含したマルチメディア放送全体として普及政策を希望する。

以上

## 意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 430-8575

住所 しずおかけん はまつし なかく ときわちよう  
静岡県浜松市中区常盤町133-24

氏名 しずおかえふえむほうそうかぶしきがいしゃ  
静岡エフエム放送株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちよう すずき かずよし  
代表取締役社長 鈴木 一喜

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針  
(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
弊社意見は別に全国 FM 放送協議会より統一意見として提出いたしますが、追加意見として下記のとおり提出いたします。	
<p><b>【前文】</b></p> <p>広く国民に普及した携帯電話等の携帯端末や車載型の移動受信機を受信設備として想定し、移動しながらでも情報を入手できる「携帯性・移動性」と、不特定多数の者に対して同時に直接情報を提供することができる「放送」という両者の機能を有する新たなメディアとしてその実現が期待されるものである。</p> <p>時間や周波数帯域を柔軟に利用することにより、映像・音響・データ等の様々な情報を柔軟に組み合わせた、従来にはない新しい放送番組の実現が期待されるものである。</p>	<p>左項下段の従来には無い新しい放送番組の実現期待について大いに賛同します。上段の想定端末は移動端末だけではなく、ラジカセなど移動と固定を合わせた受信形態やマルチメディア端末として考えられる固定受信端末など範囲を広く対象としているものと理解します。</p>
<p><b>【2 無線局の免許（開設計画の認定）に係る制度整備】</b></p> <p>(2) 周波数の使用</p> <p>③上記②の放送対象地域ごとに使用させる周波数については、想定される電波の利用形態、視聴者の利便性その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。</p>	<p>電波の利用形態や視聴者の利便性などを総合的に勘案の上、定めるとあることに賛同します。今後、技術的に可能であれば視聴者の生活情報（特に災害関連情報）に有用な細分された放送区域（例えば県域）を検討する余地を残すべきと考えます。</p>



意見書

平成21年8月10日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 460-8578

(ふりがな)

住所 なごやしなかくまるのうち名古屋市中区丸の内3-20-17

OSプラザ17F

(ふりがな)

氏名 かぶしがいいしやじっぽ えふえむ株式会社ZIP-FM

代表者氏名 かまがしる はるひこ鴨頭 治彦

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	意見
基本方針(案) 記3 委託放送業務の認定に係る制度整備	<p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書 P14 に「ビジネスモデルのイメージ (料金、サービス内容等)」が記載されている。</p> <p>その中で、全国向けと、地方ブロック向けとの差がはっきりとわかるのは、料金の考え方の部分と考える。</p> <p>基本方針にはっきりとこのような違いが書かれていないが、報告書で記載された内容の違いは今回の方針以降にはっきりと現れるのでしょうか。</p>

該当箇所	意見
基本方針(案) 記3(2)ウ⑤ 新規コンテンツの占める割合	<p>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書P25にマルチメディア放送の定義の項で“「マルチメディア放送」の定義を定めることが必要である。”と記載されている。今後、定義がなされ、これに沿ったコンテンツの割合が規制されるのであると考える。</p> <p>しかし、既存の音声放送、テレビジョン放送以外が新規なのか、それとも既存の音声等のコンテンツと映像等のコンテンツを複合した放送なのか、既存の音声放送でも内容が新規であれば良いのか、どのように考えているのでしょうか。</p> <p>コンテンツの内容によって、表現手法は異なってくるものなので、効率良く電波を使用する等一定の規律は必要と考えるが、柔軟に編成できることが望ましい。</p>

該当箇所	意見
基本方針(案) 記3 (2) ウ⑩ 受信設備の早期普及のための具体的な計画	<p>新規コンテンツの開発を始め携帯端末向けマルチメディア放送に期待される社会的役割や制度的・技術的課題に関する検討を、現在「VHF-Low帯マルチメディア放送推進協議会（VL・P）」の場で現在検討中です。</p> <p>しかしながら広く受信者に対し受け入れられるためには、受信機の早期普及も非常に重要であると考えます。</p> <p>そこで、受信機製造メーカーに対し、受信者の経済負担を考慮し、受信機は同時にひとつの機種で、V-HIGH及びV-LOW、カーナビ、ワンセグなど、マルチに受信できる端末を安価に用意し普及を促す必要があると考えますが、受信機製造メーカーに対し、どのように対応されるのか、お考えをお教えいただきたい。</p>

意見書

平成 21年 8月5日

総務省情報流通行政局  
放送政策課 御中

郵便番号 100-6150  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしがいしゃ  
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ  
だいいほうとりしまりやくしやちよう やまだ りゆうじ  
代表取締役社長 山田 隆持

郵便番号 100-6104  
住所 とうきょうとちよだくながたちょうにちようめ  
東京都千代田区永田町二丁目11番1号  
氏名 かぶしがいしゃ ほうそう  
株式会社マルチメディア放送  
だいいほうとりしまりやくしやちよう いしかわ まさゆき  
代表取締役社長 石川 昌行

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「携帯端末向けマルチメディア放送の実現に向けた制度整備に関する基本的方針(案)」に関して意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しく願い申し上げます。

基本的方針(案)	当社意見
<p>1 全体的な方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディア放送の立ち上げ・普及にあたっては、ハード事業における適当な設備投資によるエリア整備とソフト事業における多種多様なコンテンツ提供が一体として行われることにより、ユーザに対し適切な料金による多様な放送サービスの提供がなされていくものであることから、免許等の認定にあたっては、ハード事業の投資の健全性やソフト事業の多様性・発展性に配慮していただきたいと考えます。</li> </ul>
<p>2 無線局の免許(開設計画の認定)に係る制度整備</p> <p>(3) 開設計画の認定の審査</p> <p>①特定基地局の配置及び開設時期</p> <p>ア 全国向け放送に係る基準</p> <p>(ア) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国での世帯カバー率が百分の九十以上になるように特定基地局を配置すること。</p> <p>(イ) 開設計画の認定の日から5年以内に、全国でできるだけ均衡のとれた形で受信できる環境を整備するため定める基準を満たすよう特定基地局を配置すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送における特定基地局制度の初めての適用にあたり、5年間という短期間で全国90%の世帯をカバーすることが条件とされておりますが、これは民間企業が新たな事業を立ち上げるにあたって極めて高いハードルとなるものであり、採算の見通しが得られず事業性を損なうおそれが高いと考えます。したがって、世帯カバー率の設定にあたっては、努力目標とする等、柔軟な基準としていただくことが必要と考えます。</li> <li>また、各地域における基準は、地理的条件を考慮する必要があり、一律の基準の設定により基地局投資の大幅な増加を招くことで、事業性を損なうことに繋がらないよう配慮されるべきと考えます。</li> </ul>
<p>ウ 鉄道、自動車等により視聴者が移動した場合にも受信できる環境を整備するため定める特定基地局の配置及び開設時期に係る基準を満たすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業開始後短期間で鉄道路線・自動車道路等へのエリアカバーを求められることは、事業性を損なうおそれが高いことから、努力目標とする等、柔軟な基準としていただきたいと考えます。</li> </ul>

<p>3 委託放送業務の認定に係る制度整備</p> <p>(1) 委託して行わせる放送に係る周波数</p> <p>②放送対象地域ごとに指定することができる周波数については、受託放送をする無線局に係る免許方針、放送の多元性の確保その他の事項を総合的に勘案した上で定めることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マルチメディア放送は新たな技術の導入を踏まえたサービスであることから、周波数の割当にあたってはサービスの規格を考慮した方法としていただきたいと考えます。</li> </ul>
<p>(2) 認定の審査</p> <p>⑫その他全国放送又は地方ブロック向け放送全体としての早期普及のために必要となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書」において示されたとおり、マルチメディア放送の事業運営にはリスクが伴うことから、ハード整備のインセンティブを確保するために、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれるような措置が必要と考えます。</li> </ul>

以上